

今年度から プレミアムG Baクラブが始動



5月30日(土)、一部の役員の方々と作業が行われました



咲き誇る花々と
皆さまの笑顔が
心からの喜びです

プレミアムG Baクラブ
会長
富田 正さん(那倉)

今年で活動9年目を迎える「プレミアムG Baクラブ」は、昨年度まで活動していた「Gクラブ」、「Baクラブ」が統合して誕生しました。当クラブは、「あぶくま高原美術館」周辺の環境整備を目的とした地域のボランティア団体です。

結成のきっかけは「美術館周辺を花で彩りたい」という思いと、会員同士の健康維持や交流の場をつくることでした。現在はバラやアジサイ、菊を育てており、来館者が花を眺めながら憩う笑顔の姿を見ると大きな喜びを感じます。

会員が高齢化しているので、無理をせず現在の体制を維持しながら、健康第一で活動を続けていきます。温泉旅行や忘年会を楽しみにしつつ、美しい花を咲かせるために日々励んでいきます。

**地域を彩り、心をかよわせる
「プレミアムG Baクラブ」**
那倉にある「あぶくま高原美術館」前を訪れた際、色鮮やかに咲き誇る花々に心癒やされたことはありませんか？
地域ボランティア団体として活動を続ける「プレミアムG Baクラブ」は、今年で活動9年目を迎えました。今年度は「Gクラブ」と「Baクラブ」が一つになり、新たなスタートを切ったばかりです。
美術館前を彩る花々と、そこから生まれる会員同士の絆。「プレミアムG Baクラブ」は、これからも穏やかに、そして着実に、地域の風景と心に彩りを添えていきます。



作業の様子



会員の皆さん



白坂さんご一家

白坂キノさん(上渋井)

大正15年生まれ。子ども3人、孫3人、ひ孫3人に恵まれる。
長寿の秘訣は、テレビでスポーツ中継を見ること。(野球や相撲が大好きで、特に相撲は毎場所欠かさず見えています)

5月1日(金)に満百歳を迎えられた白坂キノさん(上渋井)への祝状と記念品の贈呈式が、5月3日(日・祝)、白坂さん宅で行われました。
式では、星 周児健康福祉課長から、県知事からの賀寿および記念品、町からの賀寿および記念品等、町社会福祉協議会からの記念品がそれぞれ贈呈されました。
その後、ひ孫3人から花束が贈呈され、親族を代表して、ご子息の白坂民夫さんが謝辞を述べました。



ひ孫から花束を受け取る白坂さん

祝 百歳

佐藤マサさん(八幡)

大正15年生まれ。子ども3人、孫9人、ひ孫14人に恵まれる。
長寿の秘訣は、くよくよしないこと。考えすぎないこと。

5月6日(水・振休)に満百歳を迎えられた佐藤マサさん(八幡)への祝状と記念品の贈呈式が、同日、役場庁舎はなわホールで行われました。
式では、江田一寛副町長から、県知事からの賀寿および記念品、町からの賀寿および記念品等、町社会福祉協議会からの記念品がそれぞれ贈呈されました。
その後、ひ孫7人から花束が贈呈され、親族を代表して、ご子息の佐藤政義さんが謝辞を述べました。



県知事からの賀寿が贈呈される佐藤さん



ひ孫から花束を受け取る佐藤さん



佐藤さんご一家

木育 in はなわ キャラバン



みんなで楽しむ、
森の広場



6月20日(土)・21日(日)の2日間、子育て支援施設ぽっぽ(はなわこども園内)で、9回目となる「木育キャラバンinはなわ」が行われました。
子どもたちは、さまざまな木のおもちやでぬくもりを感じながら楽しく遊び、会場内は元気な声が響き渡りました。



木のおもちゃと遊ぶ、
夢のような2日間





国民健康保険税の 税率が改正されました

町では、国民健康保険制度の健全な運営を図るため、加入者の皆さんに負担していただく国民健康保険税を見直しました。
なお、今年度の納税通知書は、7月10日(金)に発送します。
また令和8年度から、新たに「子ども・子育て支援金」が新設されました。

■国の法改正に伴い、「子ども・子育て支援金制度」が始まります

全ての世代や企業の皆さんから支援金を拠出いただき、子育て世帯へ給付の充実を図ることで、子ども・子育て世帯を社会全体で支える制度です。

町の国民健康保険税は、「医療保険分」、「後期高齢者支援金分」、「介護保険分」の合計額で算定されていますが、今年度から新たに「子ども・子育て支援金分」を新設し、4項目の合計により税額を計算することになります。

■みんなで助け合う制度「国民健康保険」

生活をする中で、いつ、どこで大きな病気や事故に会うか分かりません。国保は、そのような方が一の場合に備えた制度です。加入者の皆さんがそれぞれの所得に応じた国保税を負担することで、医療費の負担を軽くし、支え合うことを目的としています。

■医療費は国保税などでまかなわれています

国保加入者の皆さんの医療費は、患者負担として、医療機関の窓口で支払うお金のほか、次の財源から支払われています。

- ① 国、県からの補助金や交付金
- ② 町の負担金
- ③ 世帯の人数や所得、町全体の国保加入世帯数などに応じて負担していただく国保税

今年度の国保税の詳細は、13ページの「表1 国民健康保険の税率改正内容」をご覧ください。

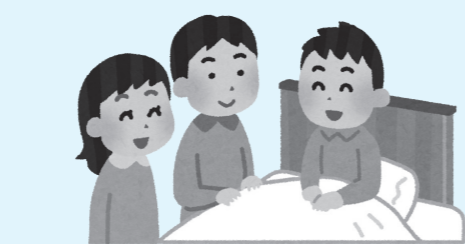
■国保税の軽減制度について【低所得世帯に対する軽減】

世帯の前年所得の合計額が一定基準額に満たない場合は、申請を行わなくても、所得の額に応じて所得割および均等割額が軽減されます。
詳細は、下記の「表2 低所得世帯に対する保険税の軽減制度」をご覧ください。

表2 低所得世帯に対する保険税の軽減制度

軽減割合	前年の所得が下記の金額以下の世帯
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)
5割軽減	43万円+31万円×被保険者数(※)+10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減	43万円+57万円×被保険者数(※)+10万円×(給与所得者等の数-1)

※ 被保険者数には国民健康保険に加入していない世帯主は含めません。ただし国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方は人数に含めて計算します。
※ 被保険者の中に未就学児(小学校入学前の児童)が含まれる場合は、当該児童の均等割額がそれぞれの軽減後さらに5割軽減されます。



子ども家庭庁公式 note
「最近話題の『子ども・子育て支援金制度』について」



この軽減を受けるためには申請が必要となりますので、申請の際には出産予定月が分かるもの(母子手帳など)をご持参ください。

■国保税の減免制度について

災害などにより生活が著しく困難になった方や、解雇や倒産などの非自発的な理由により国民健康保険へ加入する方への減免制度があります。

詳細は町民課にご相談ください。

表1 国民健康保険の税率改正内容

区分	改正後 令和8年度	改正前 令和7年度	増減	
基礎課税額 (医療給付費分) (対象0~74歳)	所得割	5.67%	5.54%	0.13%
	均等割額	24,200円	22,900円	1,300円
	平等割額	16,600円	16,300円	300円
	賦課限度額	670,000円	660,000円	10,000円
後期高齢者 支援金分 (対象0~74歳)	所得割	2.61%	2.52%	0.09%
	均等割額	11,000円	10,200円	800円
	平等割額	7,600円	7,300円	300円
	賦課限度額	260,000円	260,000円	0円
介護納付金分 (対象40~64歳)	所得割	2.34%	2.30%	0.04%
	均等割額	12,100円	11,600円	500円
	平等割額	6,200円	6,000円	200円
	賦課限度額	170,000円	170,000円	0円
子ども子育て支援 納付金分 (対象0~74歳)	所得割	0.30%	-	0.30%
	均等割額	1,200円	-	1,200円
	18歳以上均等割額	100円	-	100円
	平等割額	900円	-	900円
賦課限度額	30,000円	-	30,000円	
賦課限度額合計	1,130,000円	1,090,000円	40,000円	

【用語解説】

- 所得割 令和7年中の所得に応じて算定します。
- 均等割額 世帯の加入数に応じて算定します。
- 平等割額 各世帯に同額を割り当てます。
- 賦課限度額 課税される上限額です。

※子ども・子育て支援金の均等割額は、「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども」である被保険者については、10割軽減されます。

子どもまんなか
子ども家庭庁

子ども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金制度について」

